

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 3 年 12 月 7 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

泉・鹿島パーク

仙台市泉区市名坂字鹿島 1 4 0 ~ 1 5 2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社住販システム 代表取締役 赤木 久一

仙台市泉区高玉町 2 - 2 5

(3) 変更する事項

ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設 A A 棟北西側 (図 4 省略) 168 m²

荷さばき施設 B B 棟東側 (図 4 省略) 60 m²

計 228 m²

(変更後) 荷さばき施設 A A 棟北西側 (図 5 省略) 168 m²

荷さばき施設 B B 棟東側 (図 5 省略) 60 m²

荷さばき施設 C A 棟南西側 (図 5 省略) 94.5 m²

計 322.5 m²

イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等保管施設 A A 棟建物内北側 (図 4 省略) 37.15 m³

廃棄物等保管施設 B B 棟建物内北東側 (図 4 省略) 5.16 m³

計 42.31 m³

(変更後) 廃棄物等保管施設 A A 棟建物内北側 (図 5 省略) 37.15 m³

廃棄物等保管施設 B B 棟建物内北東側 (図 5 省略) 5.16 m³

廃棄物等保管施設 C A 棟建物内南西側 (図 5 省略) 18.47 m³

計 60.78 m³

ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 A 午前 6 時 ~ 午後 6 時

荷さばき施設 B 午前 6 時 ~ 午前 9 時

(変更後) 荷さばき施設A 午前6時～午後6時

荷さばき施設B 午前6時～午前9時

荷さばき施設C 午前6時～午前9時、午後10時～午後12時

(4) 変更年月日

令和4年8月3日

(5) 変更の理由

荷さばき及び廃棄物計画変更のため

2 届出年月日

令和3年12月2日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台市経済局産業政策部地域産業支援課

4 縦覧期間

令和3年12月8日から令和4年4月8日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

(経済局産業政策部地域産業支援課)